



Vol.201

トクちゃん新聞

12月号

夫婦で家飲みで安上りです。



令和6年12月19日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ 2024年を振り返って

徳野



後年振り返った時に、「2024年はターニングポイントだったな」となりそうな1年となった気がします。今年、特に7月以降は徳野以下社員全員、本当によく頑張りました。自分で言うのもなんですが(笑)ホームページのリニューアル、時間がかかりましたが12/23にアップする予定です。このリニューアル作業は、**仕事に対する想い**を改めて考えるよい機会となりました。これと並行して、昨年まとめた弊社**サービスメニュー**について社内向けに解説する時間を週に1度程度、継続してとっています。



社員に解説する中で、言葉で表現できていなかった**私の想いを、私自身再認識**することができ、かつ、それを**社員と共有する場**となっています。また、同じ時期に、私自身が多くのお客様のもとへ出かけることが増えたことも重なり、「何のために仕事をしているか」ということを**初心に帰って考える機会**となり、来年以降につながるとても有意義な時間を過ごすことができたと感じています。よい整理ができた2024年となりました。とはいえ、まだ残り 2週間ほどあります。2025年の初めから、よりよいスタートを切れるよう大事に過ごしたいと思っています。

皆さんのこの1年はどんな1年でしたでしょうか？2025年もどうぞよろしくお願いいたします！

◆ 定額減税 控除外額

白川



早いもので今年も残すところあとわずかです。会社によっては最後の給与を支給されたところもあるのではないのでしょうか？今年の源泉徴収票は摘要欄にご注目下さい。

「源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇円」として、定額減税で所得税から控除された金額が記載されています。また、控除しきれなかった金額は「**控除外額〇〇円**」と記載されています。



「**控除外額**」がある場合には、自治体のほうで「調整給付金」として、端数を1万円単位に切り上げて給付されます。2025年中に各自治体から給付される予定です。

源泉徴収票は、ご自身の1年間の所得や控除額が記載されている大切な書類です。特に摘要欄は、普段見落としがちですが、今年特有の記載があるため、一度目を通されてはいかがでしょうか。

国税庁令和6年分所得税の定額減税Q & A <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

◆ 書籍紹介「なぜ働いていると本が読めなくなるのか」

大熊



集英社新書

『なぜ働いていると本が読めなくなるのか』

三宅香帆

「大人になってから、読書を楽しめなくなった」
「仕事に追われて、趣味が楽しめない」
「疲れていると、スマホを見て時間をつぶしてしまう」

このような悩み・苦しみは、どのようにして生まれるのか。その理由を求め、明治時代から現代にかけて日本人の「仕事と読書」のあり方の変遷を辿っていく…という内容の新書です。

自分自身、忙しさを理由に読書を避けていたところがあって、あまりにも身につまされるタイトルに惹かれてしまいました。笑

この本、章が進み時代背景が現代に近づくにつれて加速度的に面白くなります。

第九章『読書は人生の「ノイズ」なのか?—2010年代』では、「読書」という行為の本質についての考察が語られます。

この考察が、自分としては目からウロコで「社会人なのに読書が出来ていない」という罪悪感からちょっと救われた気がします。オススメです！

◆ 税務スケジュール(1月)

1月10日(金)

・12月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

1月20日(月)

・納期の特例 7月から12月分 源泉所得税の納付

1月31日(金)

- ・12月分 社会保険料の納付
- ・11月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・5月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・2月5月8月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告
- ・個人住民税 第4期分の納付(普通徴収)
- ・支払調書及び法定調書合計表の提出(税務署)
- ・給与支払報告書の提出(市役所)
- ・償却資産税の申告(市役所)

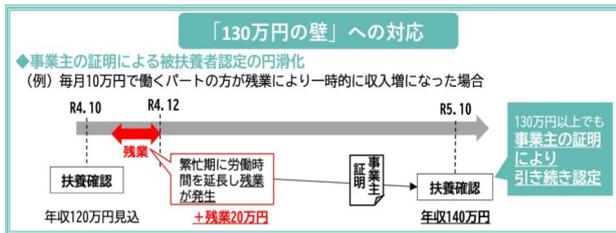
小鐵



◆ 「130万円の壁」による人手不足の対応策

130万円の壁とはパートやアルバイトで働いている方が年収130万円を超える場合に、自身で国民健康保険や国民年金に加入しなければならない金額のラインです。

保険料等が自己負担となると自身の手取り収入が減となるため、家族の社会保険の扶養範囲内で働きたい方たちは、特に年末に向けて130万円を意識して働く時間を調整することとなります。今年10月からの最低賃金の上昇の影響もあり、前年同様の人員では人手が足らなくなることが考えられます。



人手不足の基となる130万円の壁の対応策として、繁忙期の残業などにより一時的な収入増の場合は**事業主の証明により引き続き扶養が継続認定**されます。

年末の人手不足でお困りの方は一度検討をされてはいかがでしょうか。

稲葉



◆ 申告書の收受日付印の押なつが廃止になります

来年1月から收受日付印の押なつが行われなくなります。申告書などを紙で提出した場合、「**そもそも提出したのか**」の確認が難しくなるため、今後は以下のような方法で提出の事実を確認することとなります。

細川



○ e-Taxにより申告・申請手続

e-Taxで提出すれば、受付日時を確認することができます。

○ 申告書等情報取得サービス(オンライン請求のみ)

紙で提出した場合でも、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。なお、ご利用にあたってはマイナンバーカードが必要となります。

○ 開示請求や閲覧申請

税務署に開示請求や閲覧申請をすることで提出物の確認はできます。しかし、收受日付印の押なつはされないと思われますので、提出日の確認はできないかもしれません。

コロナ禍の際は給付金の申請に必要な收受日付印のある申告書が手元になく困っておられる方が多くいらっしゃいました。今後はe-Taxでの提出をおすすめします。



◆ スタッフより

齋藤



2024年8月に入社しました、齋藤と申します。AG(アドバイザーグループ)に所属しております。

大学卒業後から会計事務所に勤務しており、この度、ご縁があり、徳野会計事務所に勤めることとなりました。会計業界は13年目と長いですが、まだまだ知識不足ですので、徳野所長や他の先輩方に日々ご指導いただいている最中です。

皆様のお力になれるような存在になりたいと考えています。精一杯取り組ませていただきますので、今後ともよろしくごお願い申し上げます。



◆ クイズ

伊藤



今年の年末調整は**定額減税処理**もありますね。そこで、問題です。正しいのは、次のうち何番でしょう？

- ① 定額減税に引ききれない分があれば、**源泉徴収票に記載**する。
- ② ①の引ききれない分は、すでにいったん個人あてに**給付済み**である
- ③ ②の給付金は、「**調整給付金**」という

答えは、①～③すべて正しいです！
給付については、市町村にお任せでOKです
～

